

秋田市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱

〔令和5年12月13日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人の指定（以下「支援法人の指定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 秋田市長は、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。